

都市計画法第 32 条に基づく協議及び

帰属・管理の手引き

平成 22 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日

松山市 都市整備部 建築指導課

目 次

1. 帰属・管理とは	1
2. 協議から帰属までの流れ	2
3. 松山市帰属手続き要領	3
4. 公共施設の管理予定者との協議に関する基準	4
5. 公共施設の用に供する土地の帰属及び管理の引継ぎに関する基準	6
【共通事項】	
道路施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	7
公園・緑地施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	11
下水道施設（公共下水道認可区域内） の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	13
排水施設（公共下水道認可区域外） の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	15
上水道施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	17
消防水利施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等	21
様式	23

1. 帰属・管理とは

開発許可を受けた開発行為により設置された公共施設及び当該公共施設の用に供する土地については、その用途に従った有効かつ適正な維持管理がなされる必要がある。

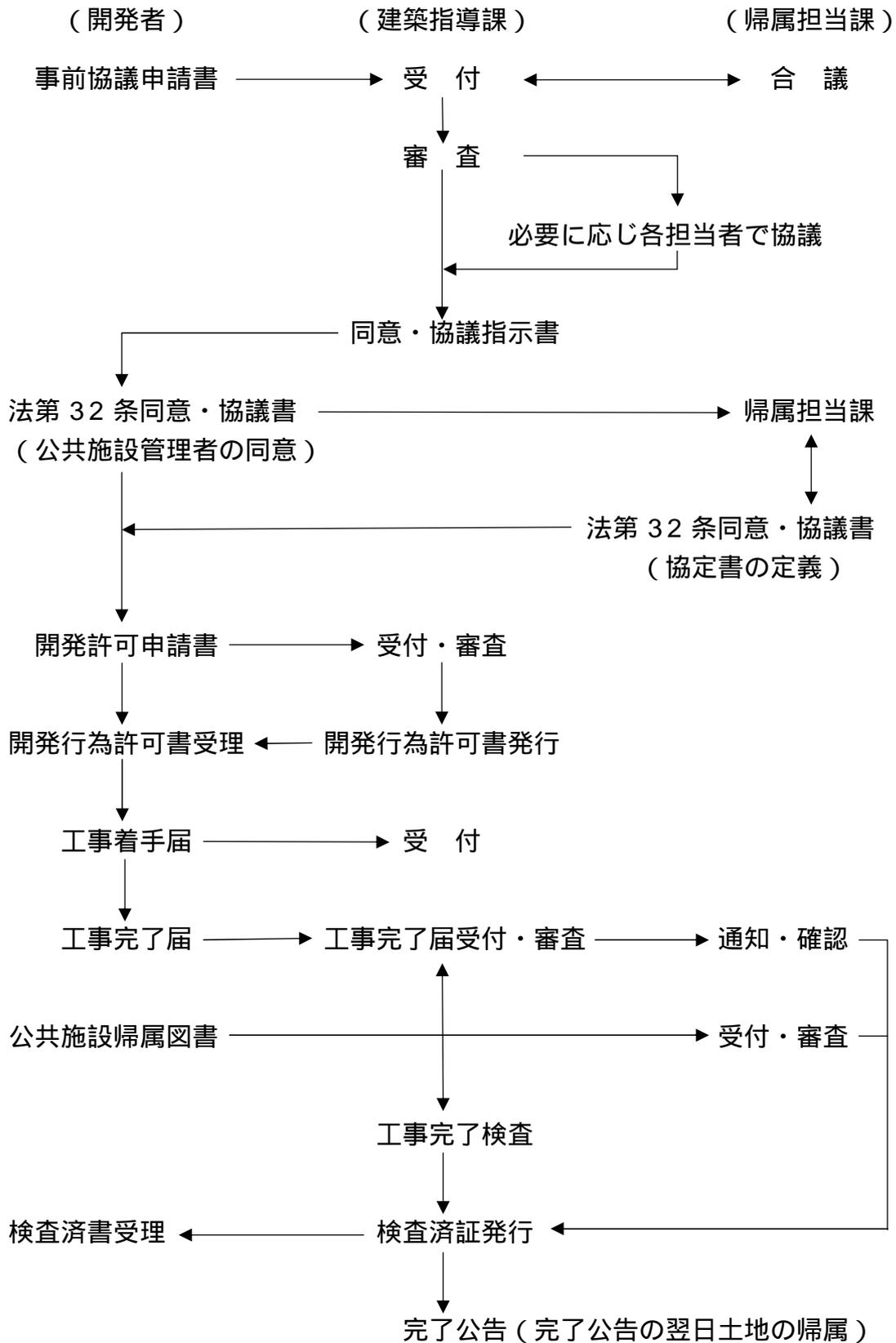
このため、都市計画法第 39 条、第 40 条の規定に基づき公共施設及びその用に供する土地については、完了公告の翌日に松山市に帰属・管理することとなる。

(定義)

この手引き書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 …………… 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 …………… 開発行為をする土地の区域をいう。
- (3) 公共施設 …………… 道路・公園・緑地・下水道・上水道施設・消防水利施設その他公共の用に供する施設をいう。
- (4) 市長等 …………… 市長・公営企業管理者・消防局長をいう。
- (5) 開発者 …………… 開発行為を行おうとする者をいう。

2. 協議から帰属までの流れ



3. 松山市帰属手続き要領

1. 目的

この要領は、都市計画法(以下「法」という。)第 39 条及び第 40 条の規定による松山市に帰属する公共施設の管理及び帰属手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 帰属対象の公共施設

帰属対象となる公共施設は、法第 32 条の規定において、協議が整った道路施設、公園緑地施設、下水道施設、上水道施設、消防水利施設、その他公共の用に供する施設とする。

3. 帰属の方法

松山市への帰属は、開発者からの無償提供による。

4. 帰属申請の時期

開発行為に関する完了届提出時に帰属関係図書を建築指導課及び帰属先の主管課に提出する。ただし、提出書類が完備していないときは完了届を受付しない。

5. 帰属対象公共施設の検査

完了検査は、建築指導課と帰属先の主管課で行う。ただし、建築指導課と帰属先の主管課が、検査方法を協議し、建築指導課が代わってこれを行うことができる。

また、中間検査は必要に応じて別途協議する。

6. 帰属関係図書

帰属関係提出図書は、【帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】による。

なお、帰属する土地が次のいずれかに該当するときは、同図書を提出する前に更正、変更又は抹消の登記をすること。

- (1) 登記簿上の面積と実測面積に、著しく差異があるとき。
- (2) 登記簿上の土地所有者が開発者でないとき。
- (3) 抵当権、その他所有権以外の権利の設定がなされているとき。

7. 検査済証交付の保留

帰属手続きが不備なものについては、検査済証の交付を保留することができる。

8. 施行日

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日以降に受付する開発行為事前協議書から施行する。

ただし、施行日までに開発許可を受けたものは、改正前(平成 11 年 7 月 1 日)の要領又は、各課の寄附採択基準に適合するものについて、市で引取り管理を行う。

4. 公共施設の管理予定者との協議に関する基準

(目的)

この基準は、法第32条の規定に基づき、松山市内において行われる開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者（松山市）と協議することにより、公共施設が適正に整備されることを確認し、これらの管理及び権利を市が引き継ぐ時期等を明確にすることによって、良好な住環境を確保することを目的とする。

(協議)

開発者が、開発許可を申請しようとするときは、あらかじめ市長等に対して協議申請書を提出し、公共施設の整備並びに公共施設を市が引き継ぐことについて協議しなければならない。

(提出先及び協議の主管課)

協議申請書は、各主管課に提出し、公共施設を市が引き継ぐことについての協議を行うものとする。

- (1) 全体指導：建築指導課
- (2) 道路施設：都市生活サービス課（道路河川管理課）
- (3) 公園・緑地施設：公園緑地課
- (4) 下水道施設：下水道管理課
- (5) 排水施設：道路河川管理課
- (6) 上水道施設：上下水道サービス課
- (7) 消防水利施設：警防課

(審査及び指導)

市長等が、協議申請書を受理したときは、当該協議に係る公共施設の設計が、技術基準に適合するかどうか審査を行い、適合しないときは、設計の変更等を指導するものとする。

(協議経過書の作成と管理協定の締結)

各主管課と開発者が、開発行為により設置される公共施設の設計及び公共施設を市が引き継ぐ時期・方法等について、協議経過書を作成し必要に応じ協定書を締結するものとする。

この協議経過書と協定書をもって、法第30条第2項の規定による市長との協議の経過を示す書面とする。

管理予定者との協議経過書(例)

開発区域の名称		
公共施設の名称 道路施設		
協議項目	協議内容	協議結果(協定内容)
設 計	都市計画法及び市の許可基準に基づき設計を行った。	支障なし。
管 理 方 法	市の許可基準のとおり行うので、市で管理願います。	協定書による。
土 地 の 帰 属	市に無償で提供します。	市の帰属とする。 工事完了届提出の際、所有権移転等の書類を提出すること。
費 用 の 負 担	自己の負担で行います。	開発者の負担で整備するものとする。
そ の 他		
協 議 年 月 日	開発行為申請者 住所 (代理者) 氏名	
	協議指導者 住所 (管理予定者) 氏名	

5 . 公共施設の用に供する土地の帰属及び管理の引継ぎに関する基準

【共通事項】

市が帰属及び管理する公共施設は、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 法第 32 条による協議において、市が帰属及び管理を行う旨の確認がなされているもの。
- (2) 公共施設の用に供する土地の分筆又は合筆等が終了し、所有権移転登記に必要な所定の手続きがなされているもの。
- (3) 抵当権、賃借権、その他第三者の権利が設定されていないもの。
- (4) 隣接地との境界が、構造物等で明示されているもの。
- (5) 市長等の行う工事完了検査に合格したもの。
- (6) その他市長等との協議により交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしているもの。

注意： 四国電力高圧線の地役権設定解除については、松山市において行う。
(申請者において、担当者（四電）に連絡を行っておくこと。)

【道路施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 市に帰属する道路及び道路施設で市道認定されるものは、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項に規定する供用開始の告示の日から、その他の帰属される道路については、建築指導課から都市生活サービス課への管理引継ぎが完了した日から、道路河川管理課が管理する。道路河川管理課の管理となるまでの期間は、建築指導課扱い（事務処理）とする。
ただし、建築指導課扱い期間の管理については別に協定書を締結する。
2. 道路占用許可の対象となる工作物、物件又は施設については、道路法第32条及び第33条（地方自治法第238条の4第4項）の規定によるものとする。
3. 道路敷地内にある占用物件については、速やかに松山市道路占用規則（松山市行政財産の使用料徴収条例）に規定する手続きを行うものとする。
4. 道路敷地内に不法占用物件がないこと。
5. 帰属及び管理の引継ぎに関する必要な添付図書

（道路施設）

管理引継ぎ申請書（様式第2-1号）

位置図（都市計画図1/2,500の写し）

平面図（縮尺1/250～1/500）（土地利用・造成・排水平面図）

道路構造物、附属物、橋梁名及び地盤高を記入すること。

道路標準断面（縮尺1/30～1/50）

道路番号を付して舗装厚及び舗装構造を記入すること。

構造図（縮尺1/30～1/50）

土留、側溝、排水溝、路面柵、暗渠、管渠、街路灯、ガードレール、区画線等の交通安全施設等を明示すること。

橋梁一般図（縮尺1/30～1/100）

平面図、横断面図、構造図、その他詳細図及び構造計算書

道路、河川及び水路の占用に対する許可書又は同意書等権利の継承に必要な図書及び譲渡申請書

占用関係平面図及び占用物件調査書（様式第5号）

地下埋設物の表示の着色は、次のとおりとする。

四電ケーブル（オレンジ） 下水道（茶色） 電話ケーブル（黄色）

水道（青色） CATV（紫色） ガス（緑色）

、 については、道路構造物に関わるものとする。

(道路用地)

帰属申請書 (様式第 1 号)

土地登記簿謄本

位置図 (住宅地図の写しに開発区域及び道路形状を記載)

登記承諾書 (様式第 4 号)(日付は記入しないでください。)

法人の場合は、商業登記簿謄本又は資格証明書

印鑑証明書

公図

地積測量図

公衆用道路に地目変更がある場合は、現状写真

(道路全景(分割可)に、地番を明示。日付は記入しないでください。)

協 定 書

松山市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された道路施設の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（管理）

第1条 乙は、甲が定める期間（以下「乙維持管理期間」という。）は、甲が帰属を受けることとなる道路施設の維持管理を行うものとする。

2 乙維持管理期間は、次に掲げる道路の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 市道認定されることとなる道路 当該道路の供用開始の告示日

(2) 市道認定されることとなる道路以外の道路 建築指導課から都市生活サービス課への当該道路の管理引継ぎが完了した日

3 第1項に規定する維持管理に要する費用は、全て乙の負担とする。

（補修及び整備）

第2条 乙は、甲が定める期間（以下「乙補修期間」という。）において、乙の施工上又は管理上の不備が原因で甲が帰属を受けることとなる道路施設に破損等が生じたときは、当該道路施設の補修及び整備を行うものとする。

2 乙補修期間は、次に掲げる道路の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 市道認定されることとなる道路 次に掲げる道路施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 路面 当該道路の供用開始の告示日又は路面の舗装が完了した日の翌日から起算して1年を経過した日のいずれか遅い日

イ 路面以外の道路施設 当該道路の供用開始の告示日

(2) 市道認定されることとなる道路以外の道路 次に掲げる道路施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 路面 建築指導課から都市生活サービス課への当該道路の管理引継ぎが完了した日又は路面の舗装が完了した日の翌日から起算して1年を経過した日のいずれか遅い日

イ 路面以外の道路施設 建築指導課から都市生活サービス課への当該道路の管理引継ぎが完了した日

3 甲は、乙補修期間が経過した時点において、乙の施工上又は管理上の不備が原因で甲が帰属を受けた道路施設に破損等が生じていることが判明したときは、乙に対し、当該道路施設の補修及び整備を求めることができる。

4 第1項及び前項に規定する補修及び整備に要する費用は、全て乙の負担とする。

（事故、苦情等）

第3条 乙維持管理期間において、事故、苦情、要望等が生じたときは、乙が責任をもって解決するものとする。

(権利の承継)

第 4 条 乙は、協定書の締結後、当該開発行為に係る権利の全部又は一部を他の者に譲渡するときは、その譲渡する者に対し、この協定書の内容を十分説明した上、この協定書の内容を承継させなければならない。

(定めのない事項及び疑義の解決)

第 5 条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 松山市二番町四丁目 7 番地 2

松山市長

印

乙

印

【公園・緑地施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 市に帰属する公園・緑地に供する土地及び施設は、共通事項に定められた条件及び下記要件に基づき交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしたものとする。

2. 帰属及び管理の引継ぎに関する基準

- (1) 1ヶ所あたり90㎡以上の平坦で、一体となった有効面積を有すること。
- (2) 都市公園・都市緑地としての機能を十分有し、有効かつ安全に利用できること。
- (3) 設置された公園施設は、併せて寄附すること。
- (4) 当該用地を占有しようとする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設については、都市公園法第6条の規定により所定の手続きがなされていること。
- (5) 管理について、別途協定書を交わし取り決めること。

3. 帰属及び管理の引継ぎに関する添付書類

帰属申請書（様式第1号）

管理引継申請書（様式第2-1号）

寄附採納願い（施設）（様式第3-1号）

位置図（縮尺1/2,500）

平面図（施設配置図）

施設詳細図

土地登記簿及び商業登記簿

地積測量図

登記承諾書（様式第4号）

印鑑証明書

公園台帳

完成写真

その他の参考資料

注意：帰属手続きにより、土地の所有権は松山市に移動されるが、公園管理協力会の設置がなければ、市の維持管理とはならない。

協 定 書

松山市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された公園・緑地施設（以下「公園」という。）の管理について、次のとおり協定する。

（公園の所在）

第1条 開発行為により設置された公園は、次のとおりとする。

所 在 : 松山市
地 目 : 公園
地 積 : $\quad\quad\quad$ m²

（管理）

第2条 甲が帰属を受けた公園施設において、期間を定めて乙は管理を行うものとする。
なお、管理期間において、施工及び管理上の不備が原因で破損等が生じたときは、乙の責任において、補修又は整備しなければならない。

2 前項に定める期間とは、都市公園として供用開始されるまでの期間とする。

3 乙が行う管理は、次に掲げるものとする。

（1）除草、清掃、ゴミ回収及び処理

（2）施設の管理（保守点検、補修等）

（3）樹木の維持管理（消毒、かん水、剪定等）

4 前項に定める管理に要する費用（電気料金及び水道料金等を含む。）は、すべて乙の負担とする。

（事故・苦情等）

第3条 管理に当たっての事故、苦情、要望等は、乙が責任をもって解決することとし、甲は一切の責めを負わない。

（管理の引継ぎ）

第4条 乙は、公園管理協力会を設置し、速やかに管理を甲に引き継ぐものとする。ただし、甲が管理引継ぎに際し、施工及び管理上の不備がある場合は、乙に補修及び整備を求めることができる。

（権利の承継）

第5条 乙は、協定書の締結後に当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他に譲渡する場合は、その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ、協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項・疑義等の解決）

第6条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 松山市二番町四丁目7番地2
松山市長 印
乙
印

【下水道施設（公共下水道認可区域内）の 帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 開発行為により設置された下水道施設（公共下水道認可区域内）は、松山市公営企業局下水道管理課が管理する。ただし、市の基準に適合し、検査に合格した施設のみ管理するものとする。

2. 帰属・管理の引継ぎに必要な添付書類

（1）下水道施設

管理引継ぎ申請書（様式第2-2号）

位置図（住宅地図）

出来形平面図・縦断面図 完成図書で提出済みの場合は不要

完成平面図・縦断面図

オフセット図（縮尺1/400）

工事写真（着工前・完成写真含む） 完成図書で提出済みの場合は不要

⑦ 道路、河川占用等の権利の譲渡申請書（必要な場合）

その他指示する書類

（2）下水道用地

帰属申請書（様式第1号）

用地の一覧表

位置図（住宅地図）

公図（分筆及び合筆後）

丈量図（縮尺1/250～1/500）

登記承諾書（様式第4号）

印鑑証明書（写し）

土地登記簿謄本（写し）

法人登記簿謄本（写し）【法人の場合】

状況写真

協 定 書

松山市公営企業管理者（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された下水道施設の管理について、次のとおり協定する。

（管理）

第1条 甲が帰属を受けた下水道施設において、期間を定めて乙は管理を行うものとする。

なお、管理期間において、施工及び管理上の不備が原因で破損等が生じたときは、乙の責任において、補修又は整備しなければならない。

2 前項に定める期間とは、市道認定されるまでの期間とし、その他の道路については、1年間とする。

3 1項に定める管理に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（事故・苦情等）

第2条 管理に当たっての事故、苦情、要望等は、乙が責任をもって解決することとし、甲は一切の責めを負わない。

（管理の引継ぎ）

第3条 管理期間が経過した後、甲が管理を引き継ぐものとする。

ただし、甲が管理引継ぎに際し、施工及び管理上の不備がある場合は、乙に補修及び整備を求めることができる。

（権利の承継）

第4条 乙は、協定書の締結後に、当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他に譲渡する場合は、その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ、協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項・疑義の解決）

第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 松山市二番町四丁目 4 番地 6
松山市公営企業管理者 印

乙
印

【排水施設(公共下水道認可区域外)の 帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 市に帰属される土地に設置された排水施設は、道路河川管理課において管理する。
ただし、検査に合格したものとする。
2. 帰属・管理の引継ぎに関する基準
 - (1) 排水施設とは、下水が流入する管渠及び水路等とする。ただし、家庭より本管への取付管は含まれない。
 - (2) 施設の構造は、開発許可基準（排水施設）の基準に準じたものとする。
3. 帰属・管理の引継ぎに必要な添付書類
 - (1) 排水施設
 - 管理引継ぎ申請書（様式第 2 - 2 号）
 - 位置図（住宅地図）
 - 下水道台帳図（原図を含む。）（縮尺 1/500）
 - 道路、河川占用の権利の譲渡申請書
 - その他指示する図面
 - (2) 排水用地
 - 帰属申請書（様式第 1 号）
 - 用地の一覧表
 - 位置図（住宅地図）
 - 公図（分筆及び合筆後）
 - 丈量図（縮尺 1/250 ~ 1/500）
 - 登記承諾書（様式第 4 号）
 - 印鑑証明書
 - 土地登記簿謄本

協 定 書

松山市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された排水施設の管理について、次のとおり協定する。

（管理）

第 1 条 甲が帰属を受けた排水施設において、期間を定めて乙は管理を行うものとする。

なお、管理期間において、施工及び管理上の不備が原因で破損等が生じたときは、乙の責任において、補修又は整備しなければならない。

2 前項に定める期間とは、市道認定されるまでの期間とし、その他の道路については、1 年間とする。

3 1 項に定める管理に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（事故・苦情等）

第 2 条 管理に当たっての事故、苦情、要望等は、乙が責任をもって解決することとし、甲は一切の責めを負わない。

（管理の引継ぎ）

第 3 条 管理期間が経過した後、甲が管理を引き継ぐものとする。

ただし、甲が管理引継ぎに際し、施工及び管理上の不備がある場合は、乙に補修及び整備を求めることができる。

（権利の承継）

第 4 条 乙は、協定書の締結後に、当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他に譲渡する場合は、その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ、協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項・疑義の解決）

第 5 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 松山市二番町四丁目 7 番地 2
松山市長 印

乙 印

【上水道施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

松山市公営企業局（以下「局」という。）に帰属し局が管理を引き継ぐ上水道施設は、共通事項に定められた条件並びに下記の基準に基づき交わした協議経過書及び協定書の条件を満たしたものとする。

1. 帰属及び管理の引継ぎに関する基準

- (1) 局の設計審査に合格し、松山市指定給水装置工事事業者（以下「事業者」という。）が施工すること。
- (2) 局が定める水道工事標準仕様書を遵守し、当該工事を安全に施工すること。
- (3) 事業者は、当該工事の施工に当たっては、主任技術者及び給水装置工事主任技術者を従事させること。
- (4) 事業者は、当該工事に係る管の接合等の作業には、次の各号のいずれかに該当する資格者を従事させること。
 - 松山市公営企業局技能資格者規程に規定する 1 級配管工
 - 社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている
 - 耐震継手配水管技能者
 - 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会の修了証を有する技術者
- (5) 径及び資材等は、局の指示に従うこと
- (6) 公道等、局が認める箇所に布設されていること。
- (7) 開発行為により設置される上水道施設の設計及び上水道施設を局が引き継ぐ時期・方法等について、協議経過書を作成し協定書を締結すること。

2. 帰属及び管理の引継ぎに係る添付書類

- (1) 法第 32 条同意書に係る書類

寄附採納申請書

協定書

公図

布設する箇所に私有地が所在する場合は、当該用地の所有者に土地使用承諾を得て『全部事項証明書（土地）』・『土地使用承諾書』・『印鑑証明書』を添付する。

農道等に布設する場合は、当該用地を管理する管理者の承諾を得て『農道掘削並びに占用承諾書』を添付する。

水路を縦横断する場合は、水路を管理する管理者の承諾を得て『水路伏越・上越布設承諾書』を添付する

その他、局が必要と認める書類。

(2) 帰属及び管理の引継ぎ申請に係る書類

公共施設（上水道施設）の帰属及び管理の引継ぎ申請書（様式第 2 - 3）

『印鑑証明書』を添付。

位置図

工事写真帳（水道工事標準仕様書・工事記録写真撮影要綱に基づく工事写真帳）

完成図面（水道工事標準仕様書・完成図面作成要綱に基づく完成図面）

給水装置工事見積書

その他，局が必要と認める書類。

協 定 書

松山市公営企業管理者（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された上水道施設の管理について、次のとおり協定する。

（管理）

第 1 条 甲が帰属を受けた上水道施設において、期間を定めて乙は管理を行うものとする。

なお、管理期間において、施工及び管理上の不備が原因で破損等が生じたときは、乙の責任において、補修又は整備しなければならない。

2 前項に定める期間とは、上水道施設の帰属後 1 年間とする。

3 1 項に定める管理に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（事故・苦情等）

第 2 条 管理に当たっての事故，苦情，要望等は，乙が責任もって解決することとし，甲は一切の責めを負わない。

（管理の引継ぎ）

第 3 条 管理期間が経過した後，甲が管理を引き継ぐものとする。

ただし，甲が管理引継ぎに際し，施工及び管理上の不備がある場合は，乙に補修及び整備を求めることができる。

（権利の承継）

第 4 条 乙は，協定書の締結後に当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他 に譲渡する場合は，その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ，協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項・疑義の解決）

第 5 条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は，甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため，本協定書 2 通を作成し，甲と乙が記名押印して，各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 松山市二番町四丁目 4 番地 6
松山市公営企業管理者

印

乙

印

寄付採納申請書

令和 年 月 日

(あて先) 松山市公営企業管理者

住所
申請者
氏名 印

令和 年 月 日付松(建開)第 号をもって事前協議の同意を受けた
開発行為に係る上水道施設は、施工に当たって松山市公営企業局の指導を受け、
工事完成後は直ちに松山市公営企業局に寄付しますので、申請します。

【消防水利施設の帰属及び管理の引継ぎに関する基準等】

1. 市に帰属する消防水利は、防火水槽にあっては松山市消防局が管理し、消火栓については松山市公営企業局が管理する。

ただし、管理については別に協定書を締結する。

2. 帰属・管理の引継ぎに関する基準

(1) 防火水槽は、松山市開発許可技術基準第2章第4節の基準に適合するものであること。

(2) 消火栓は、消防水利の基準及び松山市公営企業局の基準に適合するものであること。

(3) 防火水槽設置用地内に、不法占用物がないこと。

3. 帰属・管理引継ぎに必要な添付書類

帰属申請書（様式第1号）

管理の引継ぎ申請書（様式第2-1号）

登記承諾書（様式第4号）

印鑑証明書

土地所有者が法人であるときは、法人の登記簿謄本

土地所有者が個人であるときは、本人の住民票

土地登記簿謄本

位置図（住宅地図の写し）

地積測量図

構造図

防火水槽工事完了検査書

ただし、消火栓の帰属に必要な添付書類は、松山市公営企業局が定めるものであること。

協 定 書

松山市消防局長（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、開発行為により設置された消防水利施設の管理について、次のとおり協定する。

（管理）

- 第 1 条 甲が帰属を受けた消防水利施設において、乙は 1 年間の管理を行うものとする。
なお、管理期間において、施工及び管理上の不備が原因で破損等が生じたときは、乙の責任において、補修又は整備しなければならない。
- 2 1 項に定める管理に要する費用は、全て乙の負担とする。

（事故・苦情等）

- 第 2 条 管理に当たったの事故、苦情、要望等は、乙が責任をもって解決することとし、甲は一切の責めを負わない。

（管理の引継ぎ）

- 第 3 条 管理期間が経過した後、甲が管理を引き継ぐものとする。
ただし、甲が管理引継ぎに際し、施工及び管理上の不備がある場合は、乙に補修及び整備を求めることができる。

（権利の承継）

- 第 4 条 乙は、協定書の締結後に、当該開発行為に関する権利の全部又は一部を他に譲渡する場合は、その者に甲との協議の内容を十分説明のうえ、協定書の内容を承継させなければならない。

（定めのない事項・疑義の解決）

- 第 5 条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印して、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 松山市本町六丁目 6 番地 1
松山市消防局長 印

乙 印

(様式第1号)

公共施設()の帰属申請書

年 月 日

(あて先)松山市長

住 所
申請者
氏 名 印

年 月 日付松(建開)第 号をもって許可を受けた開発行為が完了したので、都市計画法第32条の規定に基づき協議成立し、同意を得た下記公共施設()を同法第40条第2項の規定により貴市に帰属しますので、関係書類を添えて申請します。

寄附土地の表示					
所 在	地番	地目	登記簿の面積	寄附面積	所有者

(様式第2 1号)

公共施設()の管理の引継ぎ申請書

年 月 日

(あて先)松山市長

住 所
申請者
氏 名 印

年 月 日付松(建開)第 号をもって許可を受けた開発行為が完了したので、都市計画法第32条の規定に基づき協議成立し、同意を得た開発区域内の()を同法第39条の規定に基づき管理の引き継ぎをしたいので申請します。
なお、当方において協議経過書及び協定書に基づき管理を行います。

()内：道路施設or公園施設or防火水槽及び用地

(様式第2 2号)

公共施設()の管理の引継ぎ申請書

年 月 日

(あて先)松山市長

(あて先)松山市公営企業管理者

住 所
申請者
氏 名 印

年 月 日付松(建開)第 号をもって許可を受けた開発行為が完了したので、都市計画法第32条の規定に基づき協議成立し、同意を得た下記公共施設()を同法第39条の規定に基づき管理の引き継ぎをしたいので申請します。
なお、当方において協議経過書及び協定書に基づき管理を行います。

(1)施設の所在地 松山市 町 丁目 番地

(2)移管施設 管種・管径 L = m

マンホール 基

汚水柵および取付管 箇所
(雨水)

その他

()内：公共下水道認可区域内の場合は、下水道施設
公共下水道認可区域外の場合は、排水施設

(様式第2 3号)

公共施設(上水道施設)の管理の引継ぎ申請書

年 月 日

(あて先)松山市公営企業管理者

住 所
申請者
氏 名 印

都市計画法第32条の規定により、年 月 日付松(公管路)第 号を
もって同意を得た開発行為が完了したので、私有地の下記上水道施設を無償にて寄付します。
なお、当方において協議経過書及び協定書に基づき管理を行います。

記

所在地	施設名	施設概要	着工年月日	完成年月日

(様式第 3 - 1 号)

寄付採納願い(施設)

年 月 日

(あて先)松山市長

住所
申請者
氏名 印

下記に記載する施設について、都市公園・緑地施設として無償で寄付します。

記

施設	数量	構造・形式等	製作会社名等

所在地			
-----	--	--	--

添付書類等			
-------	--	--	--

(様式第4号)

登記承諾書

私所有に係る末尾記載の土地は、()として 年 月 日付けで松山市へ寄附したので、松山市長において所有権の移転登記を囑託されることを承諾します。

年 月 日

登記義務者 住 所
氏 名 印

登記原因証明情報

私所有に係る末尾記載の土地は ()として 年 月 日付けで寄附し、松山市へ所有権が移転したことに相違ありません。

年 月 日

登記義務者 住 所
氏 名 印

松山市

土地の表示	町	土地地番	地目	登記簿地籍 (m^2)		取得する面積 (m^2)		図面表示

(様式第4号) 相互帰属用

登記承諾書

私所有にかかる末尾記載の土地は、(敷地)として 年 月 日付けで都市計画法第40条第1項の規定により松山市へ帰属したので、松山市長において所有権の移転登記を囑託されることを承諾します。

年 月 日

登記義務者 住 所
氏 名 印

登記原因証明情報

私所有にかかる末尾記載の土地は、(敷地)として 年 月 日付けで都市計画法第40条第1項の規定により松山市へ帰属し、松山市へ所有権が移転したことに相違ありません。

年 月 日

登記義務者 住 所
氏 名 印

松山市

土地の表示	町	土地地番	地目	登記簿地籍 (m^2)		取得する面積 (m^2)		図面表示

(様式第5号)

占用物件調査書

所在地 松山市

位置番号	路線名	占用物件	占有者	占有物件記号	現所有者氏名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
計					

注) 平面図に位置番号を記入すること。

付 録

舗装工事中の提出写真

着工前写真・完成写真

同方向から撮影し，施工前後の状態が対比できるようにすること。

工事の施工状況

完成時には測ることが出来ない部分の寸法

具体例

・アスファルト舗装等

上層路盤・アスファルト舗装厚 スタッフ，スケール等使用

開発道路の市道認定については，9月と3月の市議会において承認を得ることとなっています。（それぞれ議案提出の締切りは5月と11月頃となります。）

このことを目安に，猶予期間である1年となる前に舗装及び管理引継ぎに支障とならないよう修繕等を行っておくこと。